ができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り上げとする。

ａ．電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ．電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

㈣　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相応又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設振興課）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

④　上記②、③の㈠の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号並びに平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評価点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

⑷　工事企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸②に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、工事業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の競争参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。但し、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　九州地方整備局における一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「一般土木工事」に認定されている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成21年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる㈠から㈢の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）

㈠　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

㈡　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

㈢　上記㈠、㈡は同一工事の施工実績とする。但し、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有していればよい。なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

㈠　主任技術者又は監理技術者は１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ａ．１級建設機械施工管理技士の資格を有する者

ｂ．技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木又は農業農村工学」又は「林業又は森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ．これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

㈡　平成21年度以降に完成した、元請けの技術者として上記②㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㈢　ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

㈣　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

㈤　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈥　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

㈦　上記㈠から㈤までについて確認できる書類を添付すること。その添付がなされない場合は、本競争に参加できない場合がある。

④　既存ストックを活用する工事を行う者は、以下の㈠から㈢までの条件を満足していること。

㈠　九州地方整備局における令和５・６年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

㈡　既存ストック所有者より業務委託の実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気・通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

※当該工程の施工実績とは、既存ストック所有者の設備と同種又は類似の設備に影響を及ぼす工程を実施した工事の実績をいう。